

静岡県告示第307号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年4月7日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月7日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	大坂富士宮線	富士宮市大岩字泉平1549番の2地先から	前	9.4~10.5	20.0
		富士宮市大岩字泉平1548番の2地先まで	後	10.5~11.0	20.0